

障害児通所支援事業のご案内

～すこやかな育ちをサポートします～



こどもの発達にあったサービス、ご存知ですか？

発達に遅れや偏り等がある、こどもの発達をサポートする福祉サービスがあります。

神戸市では、こどもたちが、共に過ごし、互いに学びあう経験を通じて、
その子“らしさ”が発揮できるよう支援します。

こどもたちの「育ち」や「暮らし」を大切に、
保護者にも寄り添いながら、地域で安心して生活できるようにサポートします。

詳しくは

神戸市 障害児通所支援事業のてびき

検索



障害児通所支援とは

児童福祉法に基づく通所または訪問による療育・訓練等の通所支援です。

対象となる児童

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの児童、難病患者等
- ・療育の必要性が認められる児童

※サービスを利用するには「障害児支援受給者証」が必要です。



サービスの種類

児童発達支援

※主に未就学児

放課後等 デイサービス

※就学児

保育所等 訪問支援

障害児 相談支援

利用にかかる費用

- ・原則としてサービス費用の**1割**を負担します。
- ・利用される方の世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定されます。そのため、1か月に利用したサービス量に要した費用に関わらず、それ以上の負担は生じません。

※神戸市では、市独自の減免を行っていますので、左記内容よりも負担軽減される場合があります。

国基準

世帯の課税状況	負担上限月額
生活保護・ 市民税非課税	0円
市民税課税世帯 (所得割28万未満*) <small>※収入が概ね890万円以下の世帯</small>	4,600円
市民税課税世帯 (上記以外)	37,200円

手続きの流れ

STEP
1

ご相談

- ・お住まいの区窓口(下記参照)に相談します。
 - ・利用したい事業所を探します。
- ※申請時に必要な書類等は区窓口でご相談ください。

STEP
2

利用申請・計画案の提出

- ・区窓口で受給者証の申請を行います。
 - ・計画案は、障害児相談支援事業所に作成を依頼します。
- ※保護者自身で計画(セルフプラン)をたてることもできます。

STEP
3

支給決定

- ・受給者証が発行されます。

STEP
4

利用契約・利用開始

- ・事業所と契約を結び利用を開始します。

相談窓口

区役所保健福祉部
保健福祉課 障害福祉担当

東灘区 (代)841-4131

灘区 (代)843-7001

中央区 (代)232-4411

兵庫区 (代)511-2111

北区 (代)593-1111

北神区役所 (代)981-5377

長田区 (代)579-2311

須磨区 (代)731-4341

北須磨支所 (代)793-1444

垂水区 (代)708-5151

西区 (代)940-9501

詳しくは

神戸市 障害児通所支援事業のてびき

検索

発行:福祉局 障害者支援課 TEL:078-322-6780